平成２５年（フ）第１７７５号
神奈川県高座郡寒川町倉見2224番地３
破産者　県央通信サービス株式会社
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９１号
横浜市都筑区池辺町3898番地
破産者　有限会社三立製作所
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５号
長野県上田市古安曽2037番地
破産者　平林産業株式会社
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３３５号
大阪府岸和田市大町280番地３
破産者　株式会社ベース・システム
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
島根県出雲市今市町292番地２
破産者　金山　幸生
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１０４号
島根県出雲市大塚町771番地４
破産者　米原　弘道
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第２７号
最後の住所　高知県幡多郡黒潮町上川口1057番地１、戸籍附票の除票上の住所高知県幡多郡黒潮町上川口1651番地１
破産者　被相続人亡池田健一相続財産
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第５５号
北海道常呂郡訓子府町東町116番地
破産者　有限会社平成建塗
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
群馬県渋川市中郷2411番地の３
破産者　信沢建設株式会社
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４７２号
東京都羽村市五ノ神４丁目６番６の２
破産者　株式会社メディックス
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４７３号
東京都武蔵村山市伊奈平２丁目27番地１
破産者　有限会社丸二塗装所
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４７４号
東京都武蔵村山市伊奈平２丁目27番地の４
破産者　木村　典子
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８１１号
東京都武蔵村山市伊奈平２丁目27番地１
破産者　有限会社ＳＫクリエーション
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９４８号
東京都三鷹市大沢４丁目20番25―304号
破産者　川上　直子
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３５８号
横浜市西区西平沼町１番28
破産者　株式会社横浜ビルメンテナンス
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１８号
神奈川県平塚市紅谷町９番11号
破産者　株式会社浩インターナショナル
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４号
山梨県南都留郡富士河口湖町浅川1081の１番地
破産者　株式会社静岳ホテル
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
長野県佐久市岩村田3121番地18
破産者　株式会社ベイシス
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第１０号
島根県浜田市瀬戸見町37―７、開始決定時の住所島根県浜田市長沢町766番地43
破産者　平野　政志
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第３７号
宮崎県えびの市大字永山418番地５
破産者　有限会社西田青果
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１１４号
千葉県佐倉市井野1384番地121
破産者　互大工業株式会社
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１１５号
千葉県佐倉市井野1384番地121
破産者　伊豆原義明
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部